

「選定療養費」とは

厚生労働省の定めにより、他の医療機関から紹介状を持たずに当院を受診した場合、診療費とは別に追加負担として、別途お支払いいただくものです。
ご理解とご協力をお願いします。

初診時選定療養費

他の医療機関からの紹介状がなく、直接受診した場合

	2024年3月まで	2024年4月から
医科	7,700円(税込)	8,800円(税込)
歯科	5,500円(税込)	5,500円(税込)

再診時選定療養費

当院から他の医療機関に紹介したにも関わらず、患者さんが引き続き当院の診療を希望される場合

	2024年3月まで	2024年4月から
医科	3,300円(税込)	4,400円(税込)
歯科	3,300円(税込)	3,300円(税込)